



昔の人の知恵に感心

社会科の授業「昔の暮らしを調べよう」の一環で、市内の各小学校の3年生が、1月から2月にわたってしろね大風と歴史の館を訪れ、1月28日には、小林小学校の3年生が同館を訪れました。

同館の解説委員を務める渡辺亨さん(下大郷)が、昔、軒先につるして保存食にした「みそだま」などの展示品を説明。小学生たちは昔の人の知恵に感心し、珍しそうに眺めていました。その後、道具を絵に描いたり呼び名を記したりして、昔の人の暮らしぶりを学習していました。

市内小学生の道具調べ



広かれ、交通安全の輪

1月21日、亀田製菓株式会社白根工場「交通安全レディースの会」発足式が、同工場で行われました。この組織は、女性従業員423人で構成されており、工場だけでなく家庭や地域へ、交通安全の輪を女性から広げてもらおうと設立されたものです。

同会では、1~2月に車両スリップ事故防止としてタイヤのチェックなどを行いました。今後は、ゴールデンウィーク交通事故防止として工場構内でのシートベルト着用チェックや夏の交通事故防止運動などを行っていく予定です。

亀田製菓株式会社白根工場交通安全「レディースの会」発足

表6

介護を受けるまで

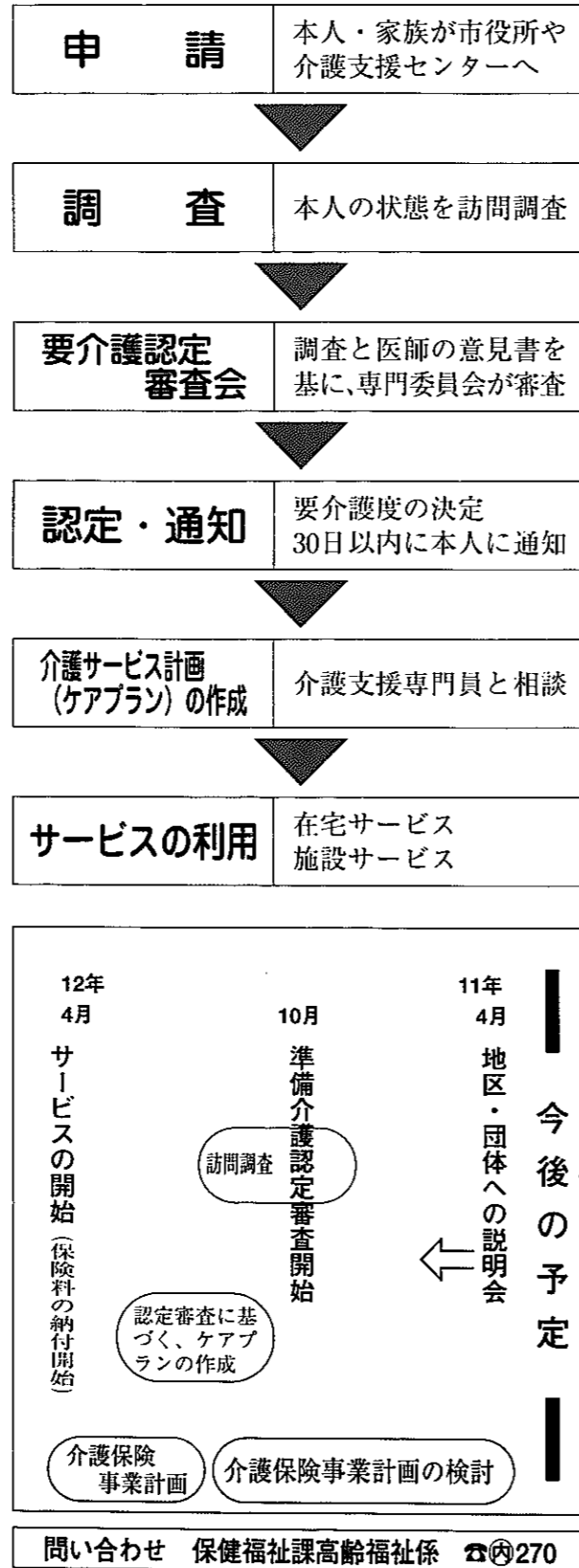


表4

保険料の算定と徴収のしくみ

※金額は厚生省が検討している案です

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳から64歳の医療保険加入者
徴収	市が徴収	社会保険や国民健康保険に上乗せして徴収
保険料の算定と徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金の年額が18万円以上の方は年金から天引き</li> <li>18万円以下の方は個別に自主納付</li> </ul> ※保険料の算定は5段階で、市が定めます	①社会保険加入の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>保険料は給料に応じて決まります</li> <li>保険料の半額は会社や事業主が負担</li> <li>サラリーマンの妻など扶養となる人の保険料は、新たに納める必要はありません</li> </ul> ②国民健康保険加入の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>保険料は所得や資産の額に応じて決まります</li> <li>保険料に対して半額の国庫負担が受けられます</li> <li>世帯主が世帯員の分も負担します</li> </ul>
その他	保険料の納付が困難な場合、軽減の措置もあります	

表5

保険料算定の目安

※この目安は、厚生省が検討している案です

所得の段階	算式
第1段階 ・生活保護受給者 ・住民税非課税(世帯)の老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5
第2段階 住民税非課税(世帯)	基準額 × 0.75
第3段階 住民税非課税(本人の年間所得が125万円以下)	基準額 × 1.0
第4段階 本人の年間所得が250万円未満	基準額 × 1.25
第5段階 本人の年間所得が250万円以上	基準額 × 1.5

受けられるサービスは、保険者の種類によって異なります。高齢加入者である第1号被保険者は、常に介護を必要とする状態になった場合や日常生活に支障をきたした場合にサービスを受けられます。四十歳から六十四歳までの第2号被保険者は、脳血管疾患や初期の痴呆など老化が原因で、特定の病気で寝たきりになり、介護が必要になった場合にサービスが受けられます。これらのサービスを受けるためには、まず、申請をしてください。これを受けて市は、介護を必要としている家庭を訪問して調査し、かかりつけ医の意見と合わせて介護が必要かどうかを判定します。そこで、介護を受けられることが決まった場合、どのような介護が必要なのか計画(ケアプラン)を立て、本人または家族に示します。このプランでよいという場合には、サービスの利用を開始できます。

**●サービスの内容**  
サービスには、家庭訪問介護や施設への短期入所、施設利用の日帰り介護などの在宅介護と、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設に入所して受けるサービスなどがあります。

**●四月から説明会を実施**  
来年四月からの実施に向けて、市では今年四月から地区や団体に説明会を行います。今年十月には、すでに在宅サービスを利用している家庭を対象に、来年四月からサービスを実施できるように、介護認定審査を開始します。